



(5)天神・博多駅周辺地区への自転車分担率の変化

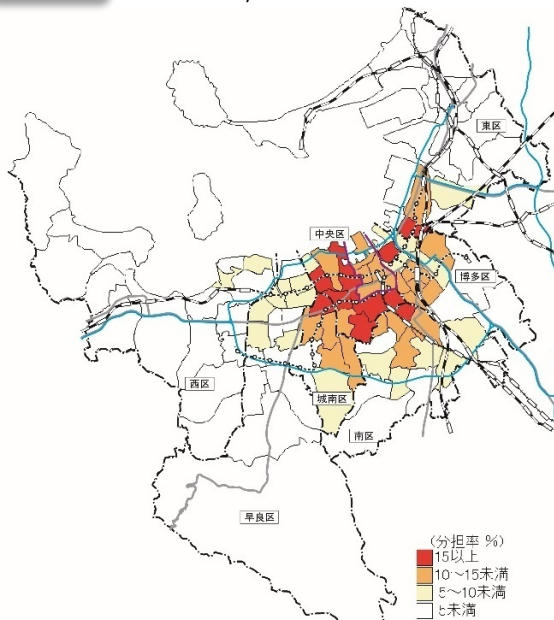
- ・天神・博多駅周辺地区へ向かう自転車トリップ数について、平成 17 年と平成 29 年を比べると、天神地区は約 6,000 トリップ減少、博多駅周辺地区は約 5,000 トリップ増加しており、天神地区よりも博多駅周辺地区へのトリップ数の方が多くなっています。
- ・博多駅周辺地区においては、5 km以上離れた場所でも自転車の分担率が 15% 以上の地域が見られます。

■天神地区への自転車分担率の変化

H17 年

自転車利用割合：8.2%

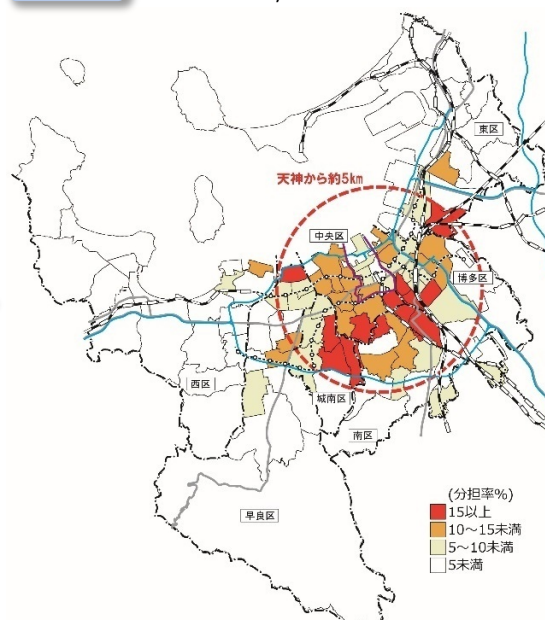
集中量：30,286 トリップエンド



H29 年

自転車利用割合：7.0%

集中量：24,209 トリップエンド

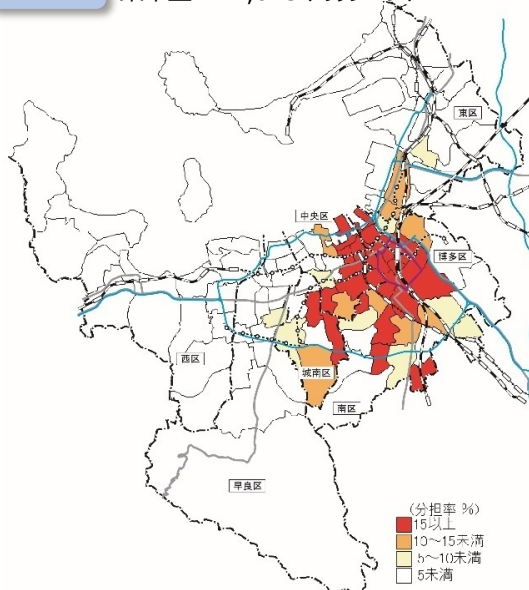


■博多駅周辺地区への自転車分担率の変化

H17 年

自転車利用割合：8.8%

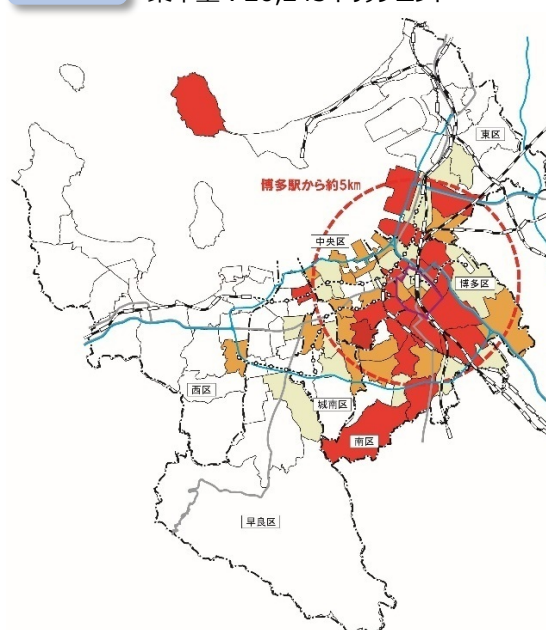
集中量：21,625 トリップエンド



H29 年

自転車利用割合：10.5%

集中量：26,243 トリップエンド

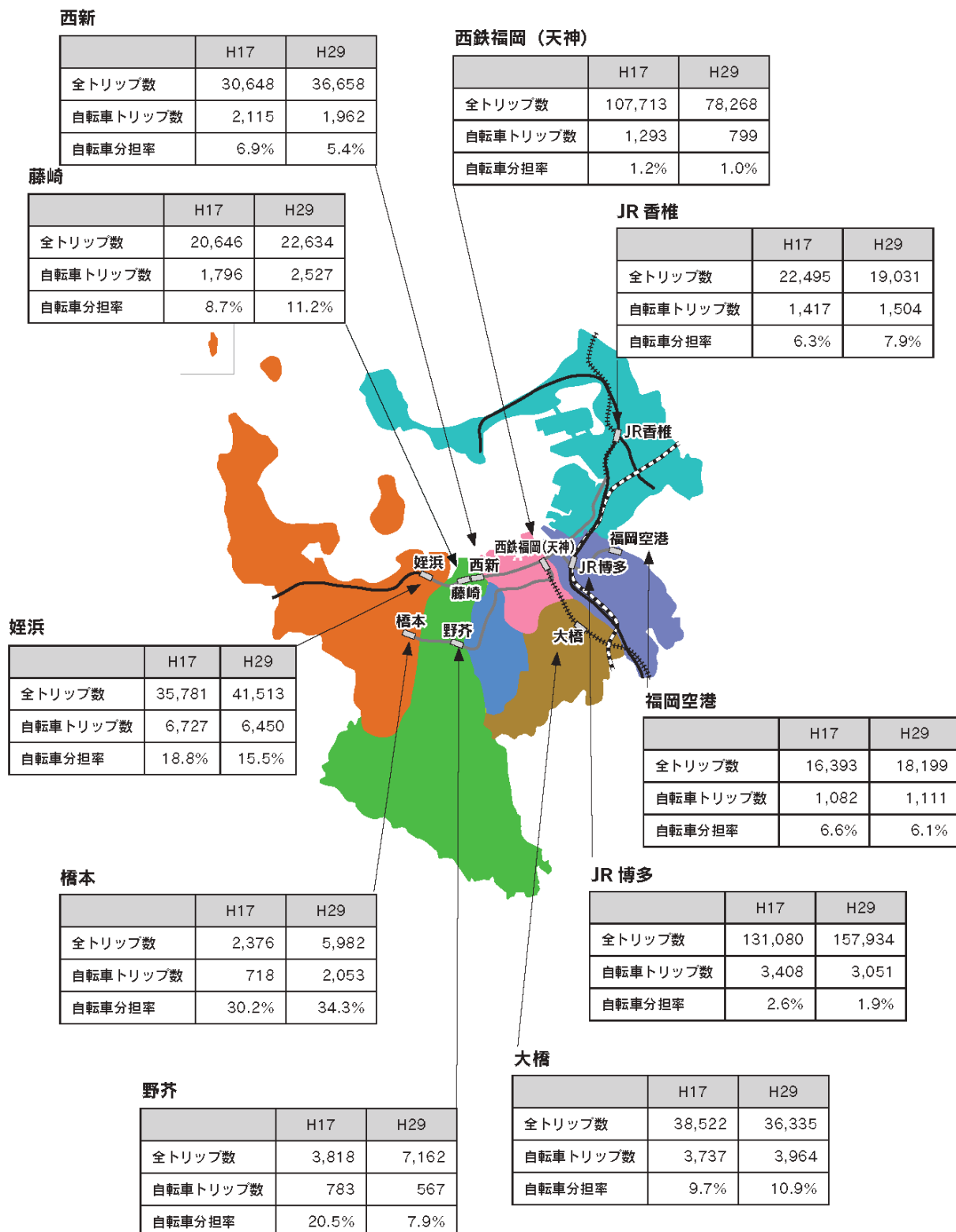


資料：北部九州圏パーソントリップ調査

第7章 参考資料

(6)主要駅までの自転車利用数の変化

・主要駅までの自転車の分担率をみると、都心部(西鉄福岡(天神)・JR 博多)の自転車分担率は低くなっており、姪浜や橋本では自転車の分担率が比較的高くなっています



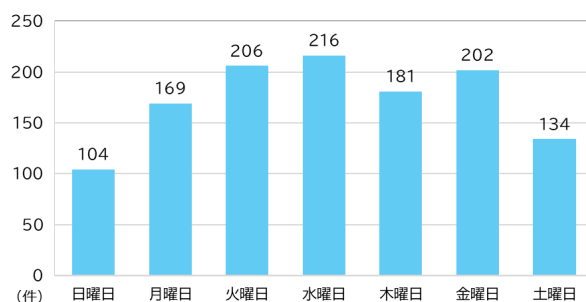
資料：北部九州圏パーソントリップ調査



(7)自転車事故の状況

①曜日別自転車関連事故件数

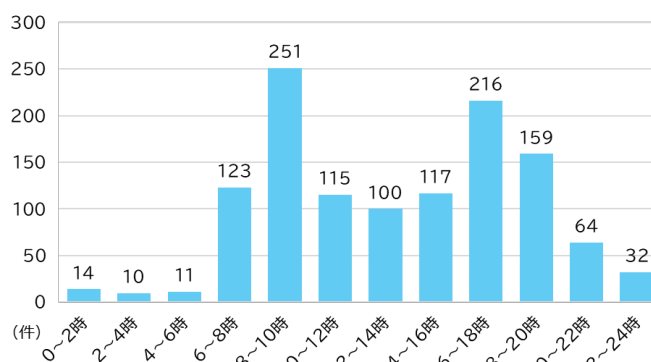
・曜日別の自転車事故件数をみると、水曜日が最も多くなっています。また、土日よりも平日に事故が多く発生しています。



資料：福岡市市民局「令和6年福岡市の交通事故」

②時間帯別自転車関連事故件数

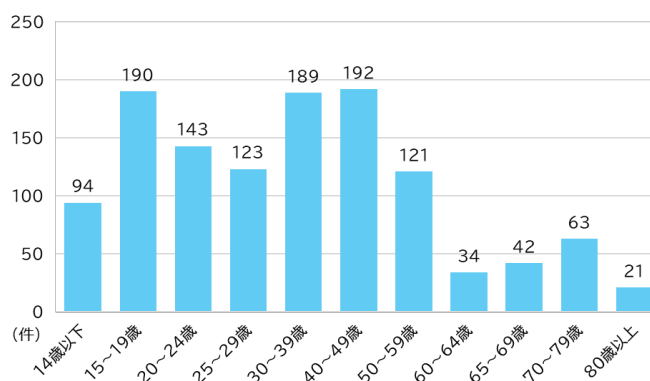
・時間帯別の自転車事故件数をみると、通勤・通学時間帯である8～10時が最も多く、次に帰宅時間である16～18時、18～20時の事故が多くなっています。



資料：福岡市市民局「令和6年福岡市の交通事故」

③年齢別自転車関連事故件数

・年齢別にみると、15～19歳、30～49歳の事故が多くなっており、通勤・通学で自転車を利用する人の事故が多いと考えられます。



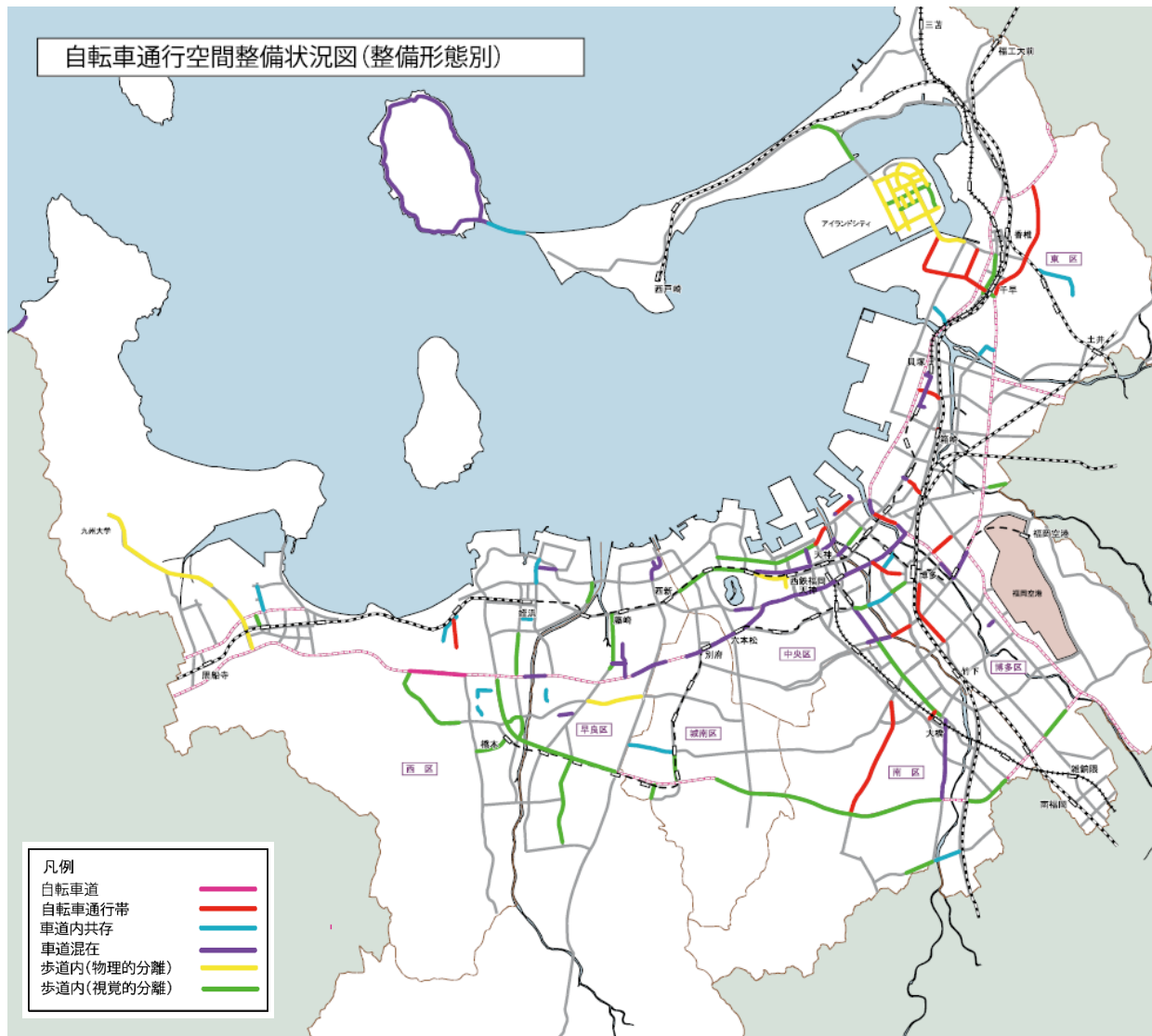
資料：福岡市市民局「令和6年福岡市の交通事故」

第7章 参考資料

(8) 自転車通行空間の整備状況

① 自転車通行空間整備状況図

・市内では平成14年度から令和6年度末までに延べ152.0km(市管理道路のみ)の自転車通行空間を整備しています。



○自転車通行帯の整備例



市道博多駅前線

○車道内共存の整備例



市道城浜名島線

○車道混在の整備例



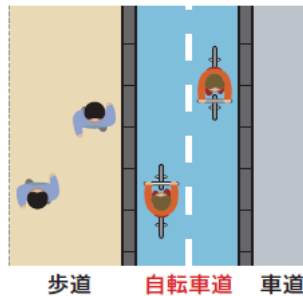
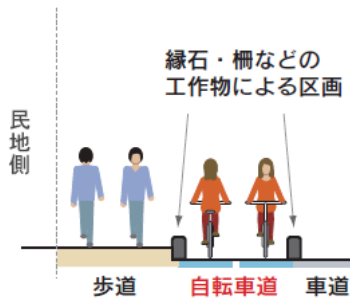
市道西新通線



●整備形態別整備延長(令和6年度末)

■自転車道

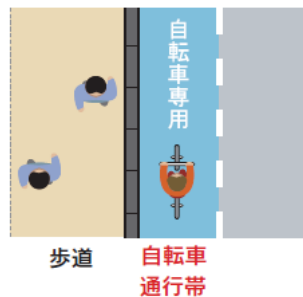
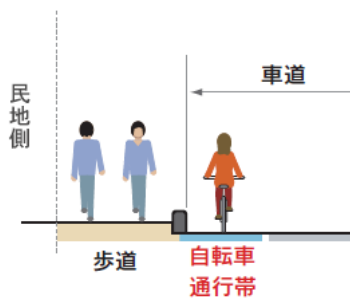
0.0 km



国道 202 号 (西区拾六町)

■自転車通行帯

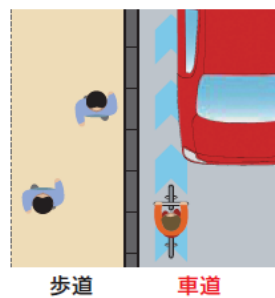
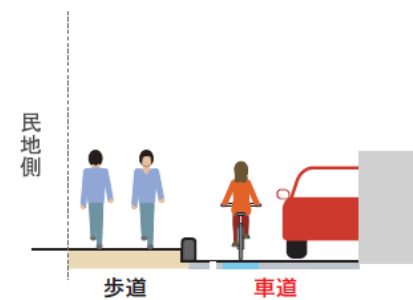
24.1 km



空港通り (博多区東光2丁目)

■車道内共存・車道混在 (矢羽根)

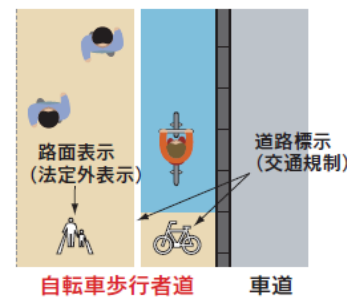
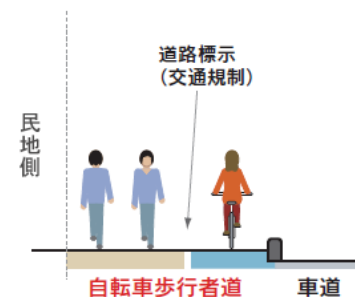
56.1 km



西新通線 (早良区百道浜 1 丁目)

■自転車歩行者道 (歩道内分離)

71.8 km



那の津通り (中央区舞鶴 1 丁目)

整備延長合計 : 152.0 km
(市管理道路のみ)

第7章 参考資料

(9)市営駐輪場の整備状況

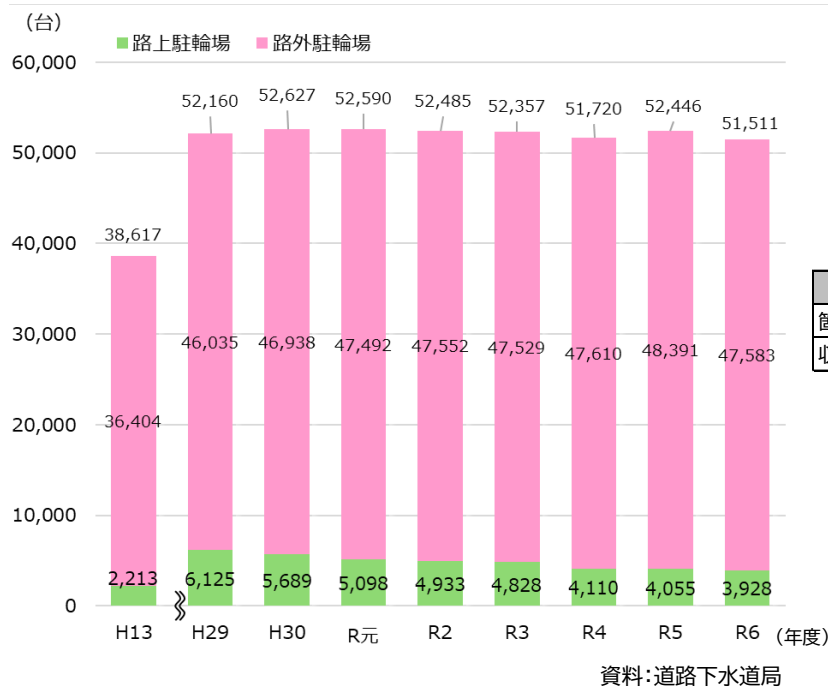
①福岡市内の駐輪場位置図

- ・市ではこれまで、鉄道駅や都心部などにおいて、駐輪需要に応じた整備を進めてきました。
- ・平成16年度に七隈線開業にあわせて整備した駐輪場などが一斉に更新期を迎えようとしており、計画的な更新が必要となってきました。
- ・近年は、都心部の開発による民間駐輪場の整備に伴う周辺の路上駐輪場の撤去などによって減少傾向にあり、令和7年3月末までに官民共同駐輪場を含め 143 か所・収容台数 51,511 台の駐輪場を設置しています。(市営駐輪場:132 か所、官民共同駐輪場:11 か所)





②市営及び官民共同駐輪場の収容台数・箇所数



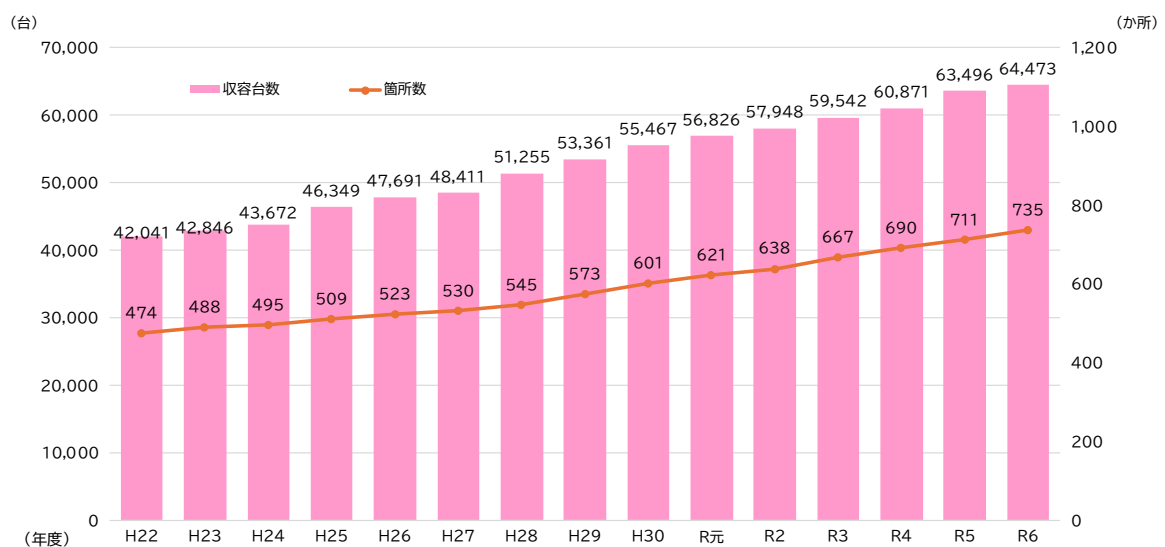
	有料	無料	合計
箇所数	100	43	143
収容台数	41,904	9,607	51,511

※令和7年3月末時点

(10)民間駐輪場の整備状況

①福岡市の附置義務駐輪場の推移

- ・附置義務駐輪場については、昭和57年に「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(附置義務条例)」を定め、令和7年3月末までに735か所、収容台数約6万4千台が整備されています。
- ・都心部においては、官民連携し、天神ビッグバンや博多コネクティッドによる民間施設建替え時に附置義務台数以上の駐輪場整備を促進しています。



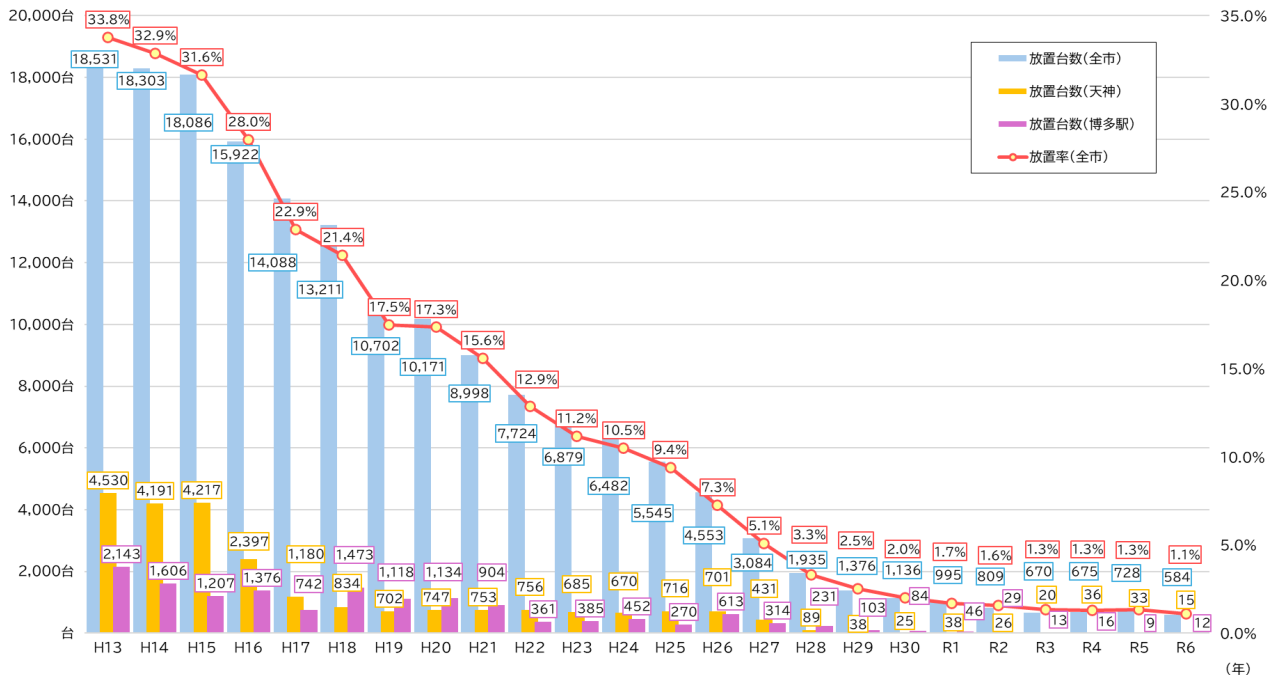
第7章 参考資料

(11) 放置自転車の撤去状況

① 年度別自転車の放置台数の状況(2章の再掲)

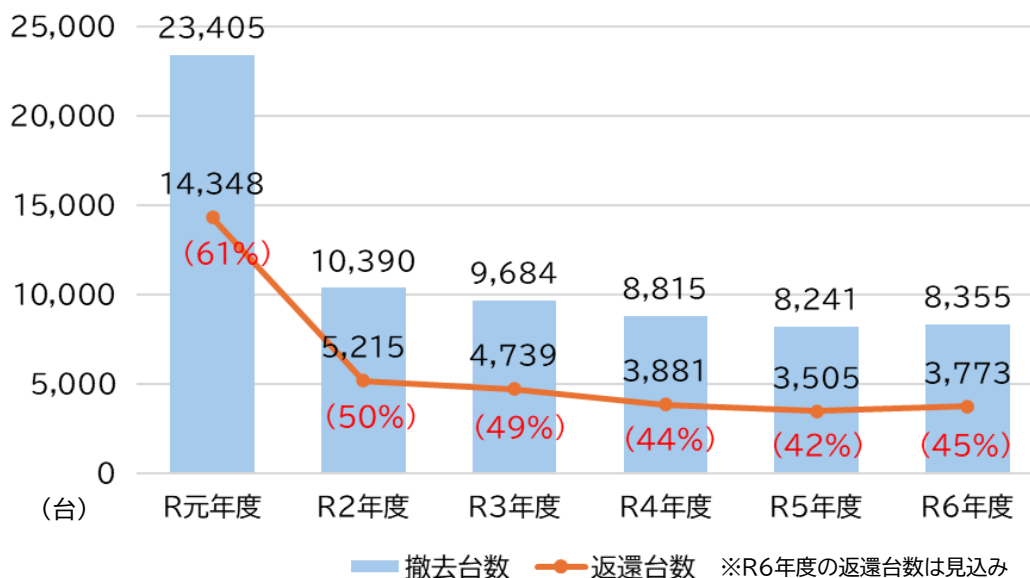
・福岡市の放置自転車の台数は、市民の皆様のご理解もあり、平成13年のピークを境に年々減少しています。

・自転車の撤去数も、定期的な撤去の実施により、令和2年以降大きく減少しています。



資料: 自転車等駐車実態調査(道路下水道局)

② 年度別自転車撤去台数と返還台数(2章の再掲)



※R6年度の返還台数は見込み

資料: 道路下水道局



③自転車放置禁止区域(47 地区) 令和7年3月末時点

東 区	01	JR九州福工大前駅周辺地区
	02	JR九州香椎駅周辺地区
	03	西鉄香椎宮前駅周辺地区
	04	千早駅周辺地区
	05	西鉄名島駅周辺地区
	06	JR九州箱崎駅周辺地区
博 多 区	07	地下鉄福岡空港駅周辺地区
	08	JR九州吉塚駅周辺地区
	09	地下鉄祇園駅周辺地区 (地下鉄櫛田神社前駅周辺地区含む)
	10	地下鉄呉服町駅周辺地区
	11	博多駅周辺地区
	12	JR九州竹下駅周辺地区
	13	JR九州笹原駅周辺地区
	14	JR九州南福岡駅周辺地区
	15	西鉄雑餉隈駅周辺地区
	16	地下鉄中洲川端駅周辺地区
	17	西鉄桜並木駅周辺地区
中 央 区	18	地下鉄天神南駅周辺地区
	19	地下鉄天神駅・西鉄福岡駅周辺地区
	20	西鉄薬院駅周辺地区
	21	地下鉄薬院大通駅周辺地区
	22	地下鉄桜坂駅周辺地区
	23	地下鉄六本松駅周辺地区
	24	地下鉄大濠公園駅周辺地区
	25	地下鉄唐人町駅周辺地区
	26	地下鉄渡辺通駅周辺地区
	27	地下鉄赤坂駅周辺地区

南 区	12	JR九州竹下駅周辺地区
	13	JR九州笹原駅周辺地区
	28	西鉄平尾駅周辺地区
	29	西鉄高宮駅周辺地区
	30	西鉄大橋駅周辺地区
	31	西鉄井尻駅周辺地区
城 南 区	32	地下鉄別府駅周辺地区
	33	地下鉄茶山駅周辺地区
	34	地下鉄金山駅周辺地区
	35	地下鉄七隈駅周辺地区
	36	地下鉄福大前駅周辺地区
	37	地下鉄梅林駅周辺地区
早 良 区	38	地下鉄西新駅周辺地区
	39	地下鉄藤崎駅周辺地区
	40	地下鉄室見駅周辺地区
	41	地下鉄野芥駅周辺地区
	42	地下鉄賀茂駅周辺地区
	43	地下鉄次郎丸駅周辺地区
西 区	40	地下鉄室見駅周辺地区
	44	姪浜駅周辺地区
	45	JR九州今宿駅周辺地区
	46	JR九州周船寺駅周辺地区
	47	JR九州九大学研都市駅周辺地区

(参考)

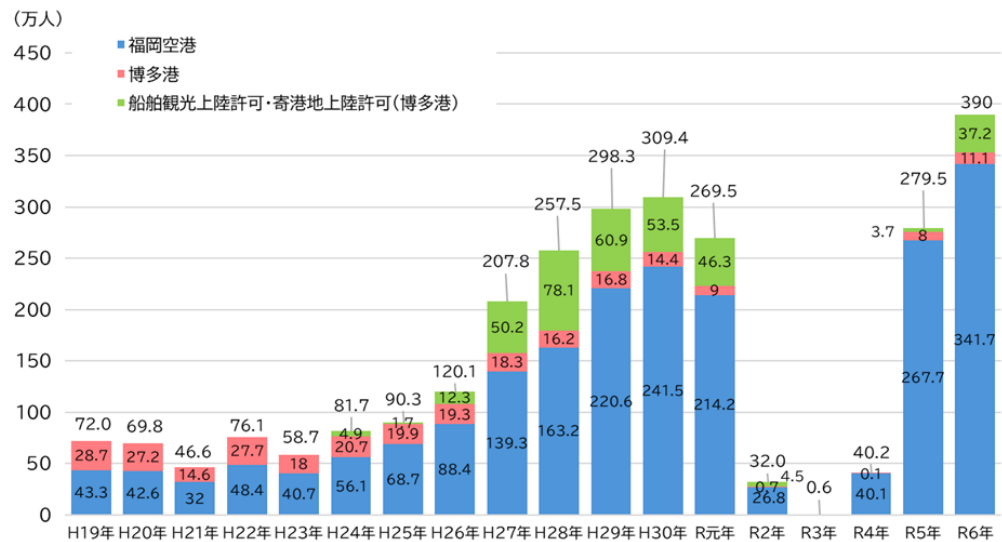
自転車放置禁止区域内では即日撤去、
域外では3日経過後に撤去できる。

第7章 参考資料

(12)外国人入国者数の推移

・福岡市を訪れる観光客や外国人入国者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降大きく減少していましたが、徐々に交流人口が回復しつつあります。

■外国人入国者数の推移



資料:福岡市経済の概況



(13)福岡市自転車活用推進計画検討委員会

■委員・行政アドバイザー

氏名			所属・役職等
委員	1	伊賀上恵子	公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 事務局長
	2	佐藤 信哉	株式会社 VC ドリームス 代表取締役 (VC 福岡 監督)
	3	榊 淳英	福岡市 PTA 協議会 副会長
	4	松永 千晶 (座長)	福岡女子大学国際文理学部 環境科学科 准教授
	5	吉中美保子	西日本鉄道株式会社 まちづくり・交通・観光推進部長
行政アドバイザー	6	栗田耕一郎	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所 交通対策課長
	7	古城 彰義	福岡県警察本部交通部交通規制課長
	8	中山 隆裕	福岡県警察本部交通部交通企画課長
	9	松岡 淳	福岡市住宅都市局都市計画部長
	10	鷲頭 史典	福岡市市民局生活安全部長

(五十音順、敬称略)

■福岡市自転車活用推進計画策定に関する協議

開催年月日	主な検討内容
【第1回検討委員会】 令和6年8月8日	(1)現在の福岡市自転車活用推進計画の振返り (2)福岡市の自転車を取巻く状況 (3)新しい福岡市自転車活用推進計画の策定について
【第2回検討委員会】 令和6年10月24日	(1)策定までのスケジュールについて (2)上位計画や関連計画の検討状況について (3)第1回委員会の振り返りについて (4)福岡市自転車活用推進計画の取組みについて (5)福岡市自転車活用推進計画の構成について
【第3回検討委員会】 令和7年2月14日	(1)策定までのスケジュールについて (2)上位計画や関連計画の検討状況について (3)第2回委員会の振り返りについて (4)福岡市自転車活用推進計画(原案)について

第7章 参考資料

(14)市民意見募集

(1)市民意見募集の実施概要

福岡市自転車活用推進計画の原案に対する市民意見募集を実施しました。

意見募集の期間	令和7年2月20日(木)～令和7年3月21日(金)
意見の提出方法	電子メール、郵送、FAX、持参
周知方法 及び 閲覧・配布場所等	(周知方法) 市ホームページ、市政だより (閲覧・配布場所) ・各区情報コーナー、入部出張所、西部出張所 ・市役所(情報プラザ、情報公開室、自転車課) ・市ホームページ

(2)意見の提出状況

提出数:18 通(意見数:67 件)

電子メール	郵送	FAX	持参	合計
16	1	0	1	18

(3)意見の内訳

項目	意見数
第0章 自転車について知ろう！	4 件
第1章 自転車活用推進計画とは？	0 件
第2章 自転車利用の現状	5 件
第3章 これまでの自転車関連の取組みと課題	8 件
第4章 計画策定の考え方	1 件
第5章 各施策の具体的な取組み	46 件
「はしる」自転車通行環境の創出	13 件
「とめる」駐輪環境の整備	9 件
「まもる」自転車利用の適正化	16 件
「いかす」自転車の活用	8 件
第6章 計画の推進	1 件
その他	2 件

(4)反映状況

	意見数
①修正:意見の趣旨に基づく原案の修正を行うもの	5 件
②記載あり:意見の趣旨が原案に記載されているもの	26 件
③原案どおり:意見の趣旨に基づく原案の修正を行わないもの	36 件



(15)用語解説

	用語	解説・説明
あ 行	ICT (Information & Communications Technology)	「情報通信技術」の略である。インターネット上でデータの保管等のアウトソーシングを受け、データ等を保管・管理するサービス。
	SDGs (Sustainable Development Goals)	「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標。
	エリアマネジメント団体	地域・企業などが会員となって、魅力的なイベント、回遊性向上や来街者のおもてなし、まちの美化、防犯・防災活動などのまちづくり活動を実施。
か 行	キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネー、QR コード(二次元コード)をスマートフォンで読み取るなど、現金を使用せずに支払決済を行うこと。
	QR コード決済	QR コード(二次元コード)をスマートフォン等のカメラで読み取って支払いをする決済方法。 ※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
さ 行	サイクルツーリズム	国内外からの旅行者に対する新たな体験型観光として、サイクリングと観光を組み合わせたもの。
	サイン	利用者が目的地まで円滑に移動できるように現在地や施設の位置をわかりやすく伝えたり、利用者が公共施設などを円滑に利用できるよう、それぞれの使用方法や内容を伝えるもの。
	シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムで、特にコミュニティサイクルは多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこの拠点(ポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段。
	自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
	自転車通行空間	自転車の安全で適正な利用を促進するため、縁石や柵、着色等により、歩行者や自動車等と分離された、自転車が通行するための空間。
	自転車通行帯	道路構造令第2条第1項第15項に規定される、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。なお、道路交通法上は普通自転車専用通行帯として扱われる。
	自転車道	道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分の部分をいう。なお、道路交通法上も自転車道として扱われる。
	自転車歩行者道	道路構造令第2条第1項第3項に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分の部分をいう。なお、道路交通法上は自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。
	車道内共存	自転車の路肩通行時の安全性を向上させ、かつ、自動車との並走を可能にするため、路肩に一定の幅員を確保し、路面表示(矢羽根等)することで自転車が通行する空間であることを視覚的に示した帯状の車道の部分をいう。

第7章 参考資料

	用語	解説・説明
さ 行	車道混在	路面標示(矢羽根等)により自転車の通行位置と方向を明示して自転車の安全な通行を促すもの。自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても車道上の自転車通行位置を知らせる効果もある。
	順走率	車道部において、正しい方向(車道左側)を通行している自転車の割合。
た 行	代表交通手段	パーソントリップ調査において、同じ目的で複数の交通手段を利用した場合の主な交通手段。第5回近畿圏パーソントリップ調査での優先順位は、航空機・船舶、鉄道、バス、乗用車、自動二輪・原付、自転車、徒歩の順となっている。
	チャリエンタウン	福岡市の放置自転車ゼロを目指す「放置サイクル ZERO 宣言!」キャンペーンの情報サイト。市内の駐輪場マップ、撤去された自転車の保管場所、自転車利用に関するマナーなどが掲載されている。(https://www.chariangels.com/)
	TSマーク	自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いている。
	天神ビッグバン	規制緩和などを活用して民間ビルの建替えを促進することで、天神地区に新たな空間と雇用を創出するプロジェクト。
	特定小型原動機付自転車	原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件をすべて満たすもの。 ・原動機の定格出力が 0.60 キロワット以下であること ・長さ 1.9 メートル以下、幅 0.6 メートル以下であること ・最高速度が 20 キロメートル毎時以下であること
	都市計画道路	都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための施設であり、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。
	都心部機能更新誘導方策	民間の力を引き出しながら、都心部の機能更新と魅力を高めるためのまちづくり制度の運用基準。従来の公開空地評価に加え、国際競争力・感染症対応、環境、魅力、安全安心、共働をキーワードとしたまちづくりの取組みに応じて容積率を緩和する制度。
は 行	トリップ・トリップエンド	人がある目的をもって、ある地点からある地点へ移動したとき、1トリップが発生したという。1回の移動で複数の交通手段を使っても、全体を1トリップで数える。また、1トリップの起点及び終点をトリップエンドという。
	博多コネクティッド	航空法の高さ制限緩和や市独自の規制緩和による民間ビルの建替え促進などにより、新たな空間と雇用を創出するプロジェクトの総称。
	発生集中量	ある地域内に出発地または到着地を持つ人の移動の合計で「トリップエンド」を集計したもの。
	パーソントリップ調査 (北部九州圏パーソントリップ調査)	交通の主体である人(パーソン)の1日の動き(トリップ)を把握することを目的とした調査。人がどこからどこへ、どのような目的で動いているのか。その時の交通手段は何か等が把握できる。福岡県の大半に佐賀県の一部を加えた地域で実施されたパーソントリップ調査を北部九州圏パーソントリップ調査と呼ぶ。
	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。
	附置義務駐輪場	福岡市では、昭和57年に制定した「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」に基づき、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業・近隣商業地域において、小売店舗、銀行、遊戯場、専修学校等、事務所、飲食店、カラオケボックス、レンタルビデオ店などの新築及び増築等をする場合には、施設の規模に応じて、自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内に設置することを義務付けている。



	用語	解説・説明
は 行	分担率	全体のトリップに対するある交通手段を利用したトリップの割合をその交通手段の分担率という。
	放置禁止区域	公共の場所のうち「福岡市自転車の放置防止に関する条例」の規定に基づき指定された、放置自転車を即時撤去できる区域。令和7年3月末時点で、福岡市では47地区が放置禁止区域に指定されている。
	福岡県広域サイクリングルート	県内におけるサイクリストの周遊を促し、各地域での観光消費の拡大を目指すことを目的に設定した、本県における推奨ルート。 国、県、市町村、観光協会、民間事業者等から組織される、「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」において設定したもので、複数の市町村を跨ぐルートを、県内に全 10 ルート設定している。
	普通自転車	一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないもの。 内閣府令 車体の大きさ ・長さ 190 センチメートル以内 ・幅 60 センチメートル以内 車体の構造 ・4 輪以下であること。 ・側車をつけていないこと。(補助輪は除く) ・運転者以外の乗車装置を備えていないこと。(幼児用乗車装置を除く) ・ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。 ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
	放置自転車	駐輪場以外の道路、公園、駅前広場などの公共の場所に置かれている自転車であって、当該自転車の利用者(又は所有者)が当該自転車を離れて直ちに移動することができない状態にあるもの。自転車が置かれている時間の長短に関係なく、前述の状態に当てはまれば放置自転車と認定される。
	放置率	乗入台数(放置台数と駐輪台数の合計)に占める放置台数の割合
	歩道	道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。
や 行	矢羽根	自転車利用者が車道の左側を安全・快適に走行できるように、車道の路面上に、走る場所と方向を示したもの。自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示。
ら 行	路肩	道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分という。

SDGs達成のための取り組み

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するために、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標です。

福岡市では、総合計画に基づく各施策の着実な推進により、SDGsの達成に取り組んでいます。

道路下水道局においても、自転車活用を総合的に進めていくため、「福岡市自転車活用推進計画」に基づく施策において、SDGsの達成に取り組んでいきます。

